一　厚生年金保険法附則第八条又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金について厚年在職支給停止規定（老齢厚生年金の受給権者が同法附則第十一条第一項に規定する被保険者等である日が属する月において適用される同項その他の当該老齢厚生年金の支給の停止に関する規定をいう。）により支給を停止する額を計算する場合において、その計算の基礎となる基本月額に十二を乗じて得た額に相当する部分に限る。）

二　旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法による加給年金額を除く。）又は通算老齢年金

三　旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法による加給金の額を除く。）又は通算老齢年金

四　平成二十七年経過措置政令第四十八条各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる年金たる給付

2　平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第一号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合における同条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

3　第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項及び第三項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。

4　廃止前農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金等又は移行農林年金のうち退職年金若しくは減額退職年金の受給権者であって、第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）については、同項の規定を準用する。

（平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の政令で定める規定）

**第二十三条の十一**　前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（前条第三項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第七条の五、第十一条第一項及び第五項、第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項、第十一条の六並びに第十三条の六（第三項を除く。）並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条とする。

2　前条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により計算した額とする。

第三十七条第一項中「管掌者」を「実施者」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

**第八条**　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条第二項中「から第三号まで」を「、第三号」に改め、「）に掲げる給付」の下に「（同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）」を、「支給状況につき」の下に「国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び」を加え、「同項第四号から第六号までに掲げる給付」を「前項において準用する平成六年経過措置政令第五条第一項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」に、「当該制度の管掌機関」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第三十条の表昭和六十年改正法附則第四十八条第七項、第五十七条、第五十九条第二項第一号及び第七十九条第一号の項中「、第五十九条第二項第一号及び第七十九条第一号」を「及び第五十九条第二項第一号」に改め、「みなされた期間に」を削り、同表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号 | 含み | 含み、離婚時みなし被保険者期間を除き |

第三十条の表平成六年改正法附則第三十条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同表平成十四年経過措置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一条第一項の表第十四条第二項第一号の項、第二十二条第一項の表第六十二条第四項の項及び第二十三条第一項の表昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の項の項中「第十四条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。

第三十一条第二項第十三号中「及び第十一条の七の四（同条第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十四号中「及び第二十五条の六（同条第一号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十二条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項第十二号中「及び第十一条の七の四（同条第二号及び第三号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十三号中「及び第二十五条の六（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十三条第二項第十号中「及び第十一条の七の四（同条第七号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第十一号中「及び第二十五条の六（同条第七号に係る部分に限る。）」を削る。

第三十四条第一項中「、国民年金法による年金たる給付（」を「又は国民年金法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十九条第一項の表昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号の項中「含む。」を「含み」に、「除く。」を「除き」に改め、同表平成六年改正法附則第三十条第二項及び第三項の項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同表平成十四年経過措置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十一条第一項の表第十四条第二項第一号の項、第二十二条第一項の表第六十二条第四項の項及び第二十三条第一項の表昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号の項の項中「第十四条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

**第九条**　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第七十九条の二」に、「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項（第八十条―第八十八条）」を「第八章　被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項（第八十八条の二―第九十三条）」を「第四節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事項（第七十九条の三―第七十九条の五）　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項（第八十条―第九十三条）」に、「第九章」を「第八章」に、「第十章」を「第九章」に改める。

第二条第八号の次に次の七号を加える。

八の二　平成二十四年一元化法改正前国共済法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。

八の三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。